

竜野川流域

では
流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、

特定都市河川浸水被害対策法に基づき

「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。(令和7年3月28日指定)

Q なぜ竜野川流域を指定するの？



A 平成28年6月や令和5年7月の豪雨では、甲佐町中心部や竜野川周辺で多くの浸水被害が発生しました。

このような浸水被害の防止を図るため、特定都市河川に指定し、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水を強力に推進します。
なお、その他の河川についても、順次、特定都市河川の指定に向けて、検討していきます。



Q 「特定都市河川」や「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？



A 河道掘削などのハード整備の加速に加え、雨水の浸透を阻害する1,000㎡以上の開発について、雨水の流出抑制対策を義務付けること等により、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、水害に強いまちづくりを推進します。

特定都市河川流域内で開発を行う際は、雨水の流出抑制のための許可が必要な場合がありますので、詳細は裏面を確認ください。



Q 「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

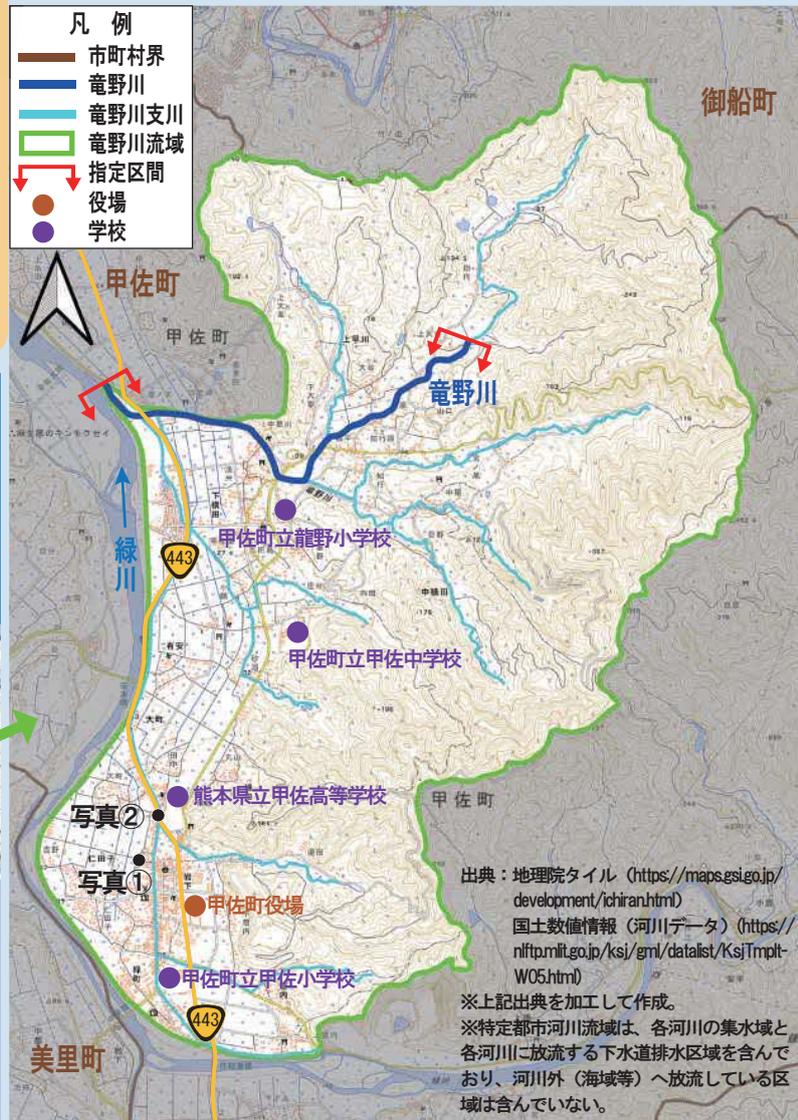


A 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生するおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展等により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するための法律です。

詳しくはこちらをご覧ください

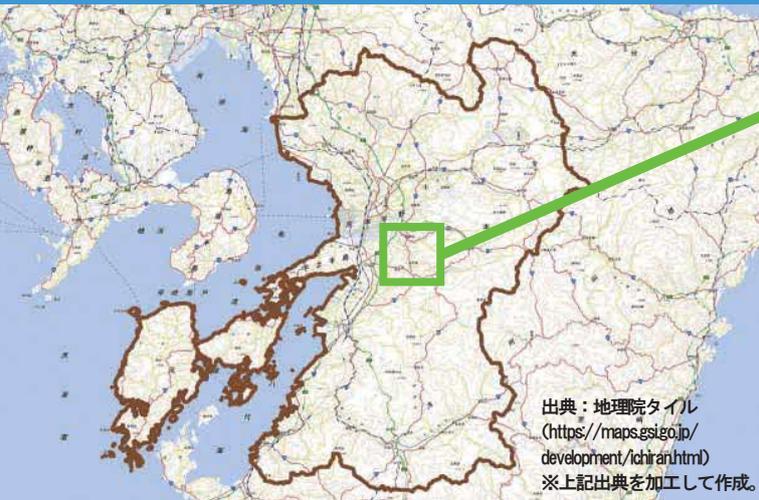


■特定都市河川流域（竜野川流域）位置図



平成28年6月 洪水状況

令和5年7月 洪水状況



許可が必要!!

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は 雨水の流出抑制のため許可が必要

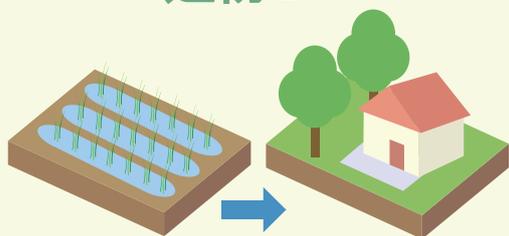
▶特定都市河川流域内（竜野川流域）の宅地等以外の土地において、**1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、熊本県知事の**許可が必要**になります。

▶許可にあたっては、技術的基準に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

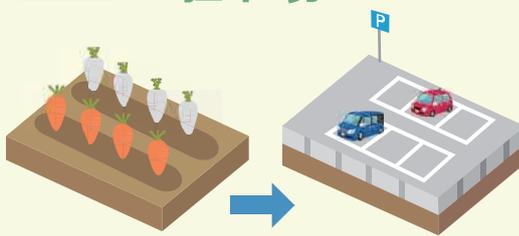
※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000㎡以上の場合）を行う際には…

例えば **耕地** など締め固められていない土地
に**建物を建てる**



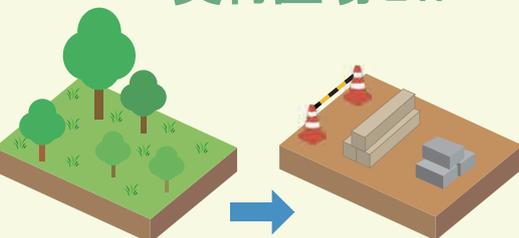
例えば **耕地** など締め固められていない土地
に**駐車場を作る**



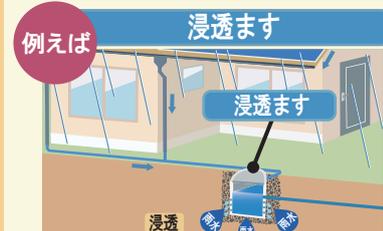
例えば **林地** など締め固められていない土地
に**太陽光発電を作る**



例えば **原野** など締め固められていない土地
に**資材置場を作る**

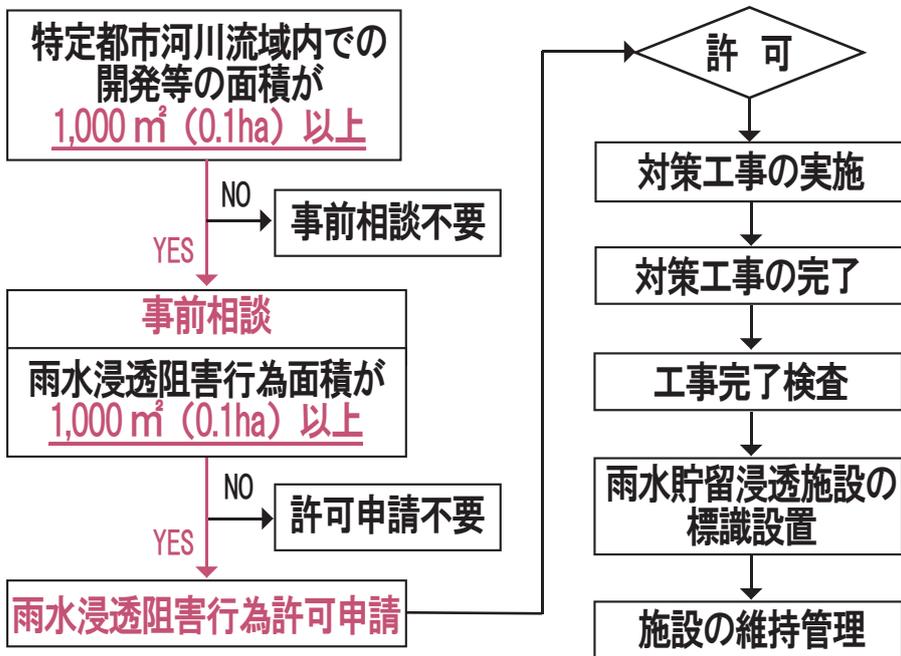


流出抑制対策が必要です。



■手続きフロー図

※まずは窓口に事前相談をお願いします。



■申請（相談）窓口

申請（相談） 窓口	連絡先 (TEL)
熊本県河川課	096-333-2507
甲佐町役場	096-234-1111

詳しくはこちら
をご覧ください

